

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水装置工事費等の未納の場合の措置
根拠法令等及び条項	栃木市水道事業給水条例
根拠条項	栃木市水道事業給水条例第12条、施行規程第13条
参考事項	
設定等年月日	平成22年3月29日設定 令和7年4月1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>工事費の未納</p> <p>管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去できる。</p> <p>給水装置工事費の概算について、管理者が定めた期日までに納入が出来ないときは、その工事の申込みは取り消されたものとみなす。(施行規程第13条第2項)</p>
	<p>栃木市水道事業給水条例</p> <p>(工事費が未納の場合の措置)</p> <p>第12条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。</p> <p>栃木市水道事業給水条例施行規程</p> <p>(工事の取消し及び変更)</p> <p>第13条 工事申込者は、工事の取消しをしようとするときは給水装置工事申込取消届(別記様式第5号)により、工事の変更をしようとするときは給水装置工事設計変更届(通知別記様式第3号)により、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 条例第10条第1項の規定による給水装置工事費の概算額について、管理者が定めた期日までに納入が確認できないときは、その工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>